

第8回 平塚市景観検討会議 議事要点

日時：平成20年9月25日（木）

15：00～17：00

場所：平塚市役所南附属庁舎2階 E会議室

◇平塚市景観計画（素案）・平塚市景観条例（素案）パブリックコメントの結果について

<市の考え方について>

- 印象として、間接的すぎて市民に伝わらないと感じるものが多い。具体的にわかるような表現とすべきである。
- 最初から厳しい規制を設定すると合意形成が図れない。平塚市景観計画では第一ステップとして、ゆるやかな基準で誘導を行い、これが浸透したらステップアップを行っていくという、前向きな計画である旨をきちんと伝えるべきである。
⇒ 市の考え方の記述について、表現方法、記述の修正を行う。
- 建築確認申請の対象とならない建築物（電柱やJRの架線・プラットホームなど）を景観の届出対象外として良いか。
⇒ 電柱をすべて届出対象とするのは、窓口の事務量からも適当ではない。しかし建築確認申請が不要でも、公共事業等については、景観条例で事前協議のしくみを位置づけているので、この中で対応していく。

◇平塚市景観計画（案）・平塚市景観条例（案）について

<届出制度の運用について>

- 景観協議は、結果のみを公開するのではなく、プロセス（協議の内容）の公開が重要ではないか。
⇒ 個人情報や守秘義務の問題もあり、公開する根拠をきちんと制度化しなければならないが、協議の過程における協議内容の公開を制度化することは難しいだろう。
⇒ 公表内容や手続きについて整理を行う。
⇒ 景観審議会、景観アドバイザー制度の運用について整理を行う。
⇒ 市職員意識の向上や景観担当部局の体制の充実とともに、景観担当者の技術向上が必要である。
- 景観審議会、景観アドバイザーの運営方法を整理する。

<景観計画の見直しや充実について>

- 景観審議会などで議論された内容を蓄積し、景観形成基準の見直しや、景観要素シートの拡充を行うことが重要である。